

# 比企地区危険物防火安全協会会則

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本会は、比企地区危険物防火安全協会と称し、事務所を比企広域消防本部内に置く。

(組織)

**第2条** 本会は、比企広域消防本部管内の消防法施行令別表第一に定める防火対象物（以下「防火対象物という。」）並びに消防法別表に定める危険物の貯蔵取扱いをする施設等（以下「危険物施設等」という。）の所有者、占有者、管理者（以下「所有者等」という。）その他本会の趣旨に賛同する者を以って組織する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 本会は、消防機関と緊密な連絡を保持し、その属する防火対象物の火災予防と消防上、必要な法令の普及徹底を図り、災害を防止して社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 火災予防並びに防火思想の普及徹底に関すること。
- (2) 防火管理の研究、調査に関すること。
- (3) 危険物の取扱いと安全管理の研究調査に関すること。
- (4) 関係法令の普及並びに消防設備の改善充実に関すること。
- (5) 講習会、映画会、研修会並びに視察に関すること。
- (6) 会員相互の親睦に関すること。
- (7) 関係図書の刊行、その他印刷物の配布に関すること。
- (8) 会員の表彰並びに慶弔慰問に関すること。
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項。

(会員)

**第5条** 本会の会員は、防火対象物又は、危険物施設等の所有者等とする。

## 第3章 役員

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 理事 若干名（内、常任理事1名）
- (4) 監事 2名
- (5) 評議員 若干名
- (6) 参与 若干名
- (7) 幹事 3名

(役員選出)

**第7条** 本会の役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、理事の中より選出する。
- (2) 副会長は、理事の中より会長が選出する。
- (3) 理事及び監事は評議員より選出し、評議員は各市町村の会員数等に応じ会員より選出する。ただし、理事のうち常任理事は比企広域消防本部予防課長の職の者を以って充て、会長はこれを委嘱する。
- (4) 参与は、東松山消防署、小川消防署の分署長の職にある者を以って充て、会長はこれを委嘱する。
- (5) 幹事は、比企広域消防本部予防課課長補佐又は保安係長並びに予防係長及び小川消防署消防課指導係長の職にある者を以って充て、会長はこれを委嘱する。

(役員職務)

**第8条** 本会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し各会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事及び評議員は本会の重要事項を審議する。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 参与は本会の庶務を分掌する。
- (6) 幹事は本会の庶務及び会計事務を分掌する。

(役員任期)

**第9条** 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(補充役員任期)

**第10条** 役員中に欠員を生じたときは、補充することができる。ただし、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

**第11条** 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は次に掲げる職にある者を会長が委嘱する。

- (1) 比企広域市町村圏組合管理者
- (2) 比企広域消防本部消防長
- (3) 本会に功労があり理事会で推薦する者

3 顧問は会長の要請により各会議に出席し、本会の重要事項について意見を述べるができる。

## 第4章 会議

(会議)

**第12条** 本会の会議は総会及び理事会とし、総会は第6条に定める役員を以って構成し、理事会は次の役員を以って組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 幹事

2 総会は、定例会及び臨時会とする。

(定例会)

**第13条** 定例会は毎年1回これを開き、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び前年度事業報告
- (2) 予算及び前年度決算
- (3) 会則の改正
- (4) 役員を選任
- (5) その他必要な事項

(理事会)

**第14条** 理事会は必要に応じ会長がこれを召集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 重要事項及び事業計画
- (3) その他会長において必要と認めた事項

(臨時会)

**第15条** 臨時会は会長が必要と認めたときは、これを開くことができる。

(議決)

**第16条** 各会議は出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

## **第5章 会費及び会計**

(経費)

**第17条** この会の経費は会費、寄付金及びその他の収入を以って充て、幹事はこれを管理する。

(会費)

**第18条** 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 会費は1口1,000円とし3口以上を基準とする。ただし、別表1のいずれかに該当する事業所は、その口数とし、2以上に該当する事業所はその上位の額とする。
- (2) 特に本会運営上必要がある場合は、理事会の議決によって特別会費を徴収することができる。ただし、次の総会の承認を求めなければならない。

(会費の徴収)

**第19条** 会費の徴収は年1回とし、別記様式第1号により、これを徴収する。

(会計年度)

**第20条** 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

(収入)

**第21条** 本会の会計に収入がある時には、別記様式第2号により会長の決裁を受けなければならない。

(支出)

**第22条** 本会の会計を支出するときは、別記様式第3号により、会長の支出命令を受けなければならない。

(会費の保管)

**第23条** 徴収した会費は、会長名を以って比企広域消防本部管内の金融機関に預金する。

## **第6章 簿冊**

(簿冊)

**第24条** 本会に次の簿冊を備えつけ、会務のてん末を記録する。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 金銭出納証憑書類簿
- (5) 会費徴収簿

## **第7章 加入及び脱会、除名**

(会員の加入)

**第25条** 会則5条に該当する者で本会に加入しようとする者は、別記様式第4号の申込書を以って会長に届け出るものとする。

2 前項の届出があったときは、会員名簿に登録する。

(脱会)

**第26条** 会員が移動等により脱会しようとするときは、その旨を別記様式第5号により届け出なければならない。ただし、会費の未納があるときは完納し、既納の会費は返戻しないものとする。

(除名)

**第27条** 会員に次の各号の1に該当する事業所があるときは、役員会の議決により除名することができる。

- (1) 1年以上会費を納めないとき
- (2) 本会の名誉を毀損したとき

## **第8章 事業**

(事業の細則)

**第28条** 会則第4条に規定する事業の細部については、役員会で審議して決定するものとする。

(報告)

**第29条** 会員の事業所等において危険物、その他に起因する火災が発生した時又は、これに準ずる災害が発生しようとした事実があったときは、その概況を会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受理したとき、会長はこれを研究会において検討する。

## **第9章 雑則**

(必要な内規)

**第30条** 会長は、本会則について、必要な事項を理事会の議決を経て内規に定めることができる。

(県連合会の加入)

**第31条** 本会は(社)埼玉県危険物安全協会連合会に加入するものとする。

附 則

- 1 この会則は、議決の日から施行し平成17年4月1日から適用する。
- 2 この会則施行前に生じた東松山危険物防火安全協会並びに小川地区防火安全協会に係る財産は、当協会が承継するものとする。

附 則

この会則は、議決の日から施行し令和5年4月1日から適用する。

(イ) 建築延べ面積	1,000㎡以上2,000㎡未満	5口
	2,000㎡以上3,000㎡未満	8口
	3,000㎡以上10,000㎡未満	10口
	10,000㎡以上50,000㎡未満	20口
	50,000㎡以上	40口
(ロ) 収容人員	500人以上1,000人未満	8口
	1,000人以上4,000人未満	10口
	4,000人以上	20口
(ハ) 危険物	指定数量250倍以上500倍未満	8口
	指定数量500倍以上1,500倍未満	10口
	指定数量1,500倍以上	20口